

## 令和2年第8回島田市教育委員会定例会会議録

日時	令和2年9月29日(火)午後2時01分～午後4時02分
会場	プラザおおるり 第1多目的室
出席者	濱田和彦教育長、原喜恵子委員、磯貝隆啓委員、柳川真佐明委員 高杉陽子委員
欠席者	
傍聴人	0人
説明のための出席者	中野教育部長、鈴木教育総務課長、神谷主席指導主事、高橋学校給食課長、小林社会教育課長、又平博物館課長、加藤スポーツ振興課長、岩本図書館課長、
会期及び会議時間	令和2年9月29日(火)午後2時01分～午後4時02分
会議録署名人	原委員、高杉委員
教育部長報告	
事務事業報告	教育総務課長、主席指導主事、学校給食課長、社会教育課長、博物館課長、スポーツ振興課長、図書館課長
付議事項	(1)島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて (2)市長の権限に属する事務のうち教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて (3)島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について (4)島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則の制定について
協議事項	(1)教育委員会に関する事務の点検・評価について
協議事項の集約	(1)事務局から提案するもの (2)各委員が提案するもの
報告事項	(1)令和2年8月分の寄附受納について (2)市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について (3)島田市行政組織規則の一部を改正する規則について (4)令和2年8月分の生徒指導について (5)島田市学校給食臨時休業対策給付金交付要綱の創設について

- (6) 明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会の開催中止について
- (7) 令和2年度家庭教育学級について

会議日程について

- ・ 次回 島田市教育委員会定例会  
令和2年10月23日(金)午後2:00～  
川根文化センターチャリム21 視聴覚室(2階)
- ・ 次々回 島田市教育委員会定例会  
令和2年11月26日(木)午後2:00～  
プラザおおるり 第3多目的室(3階)

開 会 午後2時01分

教育長

少し時間が過ぎてしまい申し訳ありません。それでは、最初に会議上  
のお願いをします。

発言は全員着席のままお願いをします。発言する場合は指名された  
方以外は委員名、職名を告げ、発言許可を取ってから発言してくださ  
い。

付議事項については、1件ごと採決いたします。

それではただいまから、令和2年第8回教育委員会定例会を開催し  
ます。

まず会期の決定ですが、会期は本日令和2年9月29日、1日とし  
ます。

会議録署名人の指名ですが、会議録署名人は原委員と高杉委員にお  
願いをします。

### 議 事

教育長

それでは、教育部長報告に移ります。

部長、説明をお願いします。

### 部長報告

教育部長

私から9月議会の概要につきまして、説明をさせていただきます。ペ  
ージは1ページから7ページになります。

9月議会の定例会につきましては、9月8日から10日にかけて、  
一般質問、14日に議案質疑が行われ、9月30日、明日になりますが本会  
議最終日が行われます。

まず、一般質問であります。教育委員会に係るものとしたしまして  
は、主に5人の議員から御質問をいただきました。その概要につきまし  
ては、お手元の資料の先ほど言いましたように1ページから7ページ

に記載のとおりでございます。

私から報告させていただく内容につきましては、これまでと同様に議員からの再質問に対して、答弁という形で報告をさせていただきます。

まず、1ページ、2ページにかけての桜井議員からの(1)の再質問としまして、新しい生活様式、3密を避けるための対応が子供たちの心と体にどのような影響を与えるかとの再質問がございました。

これに対しましては、子供たちは新しい生活様式について理解をし、3密を避ける行動を取っていると思われるが、これまでやってきたような数人で集まってコミュニケーションを取るとか、または体の接触を伴うような集団遊びができなくなっているということがあり、子供たちの心や体に、少しずつ影響が出てくるのではないかと、そういうことを心配しているとお答えをしております。

次に新しい生活様式がいつまで続けていくのかとの質問がございました。

これにつきましては、まずは感染拡大を防ぐため、子供たちの安全という中で状況が、少しずつ変わっているところもあるが、そういう状況を見たり子供たちの変化をよくつかんだりし、柔軟に対応していくことが必要だと考えている。終息まで、これは続けていかなければならないと考えていると答えております。

次の(2)少人数学級に関する再質問でございます。現在の静岡方式、35人以下学級について、教育長はどのように感じているかとの御質問がございました。

これに対しましては、学級数が増えることで密がということは一概には言えない、そのときの全体の人数やクラスによって変わってくると認識している。全国的にはまだ40人学級をやっている中で、静岡は35人学級をやっているというところについては、大変ありがたく思っているとお答えをしております。

次にコロナの感染予防の対策という中で、密を避けて一人一人に目が行き届く教育のためには30人学級を進めていただくよう市としても、国や県に求めていただきたいという要望がありました。

これにつきましては、島田の場合は既に教室数が限界にきているという学校がある。35人学級から30人学級にすると、教室数が足りなくなる。また、先生方の確保も大変苦しい状況にある、そういった問題を見据えないと、なかなか35人学級を30人学級にするというところに、要望を持っていくのは難しいのではないかとお答えをしております。

次に(3)の再質問として、市独自の加配サポートというものがあつたかとの質問がございました。

これにつきましては、市の加配ということは行っていない、その前に

人材確保が大変というところで、まずは国や県から配置された人数がまだ確保できていないというところで、教育委員会としては配当された人数をきちんと確保して、各学校に対して手当していきたいとお答えをしております。

次のスクールソーシャルワーカーの機能、配置については、削ることなく充実していただきたいという、要望がありました。

こちらについては、スクールソーシャルワーカーは不登校に対しては大きな成果を上げている。ケース会議等、いろいろと知見を共有するという部分で活躍をしていることから、大事にしていきたいとお答えをしております。

続いて、(4)の統合の問題に関する再質問で、保護者504名から署名を付けて出された初倉南小学校の統廃合を求める請願書について、教育委員会はどのような受け止め方、また検討委員会の中でどう検討されるのかという質問がございました。

これに対しては、まず請願書を受け取るまでの経緯について説明をさせていただきました。この説明後、請願書に対しての受け止めにつきましては、初倉南小学校、初倉小学校の再編方針を検討する際には、保護者の皆様の御意見を十分にくみ取ると同時に、今後も丁寧な説明をしていく必要があると改めて受け止めた。

また、今後の検討については、島田市教育環境適正化検討委員会提言書に示された、将来的には初倉南小学校を、現在の初倉小学校に統合した上で、初倉中学校も含めた小中一貫教育校とすることを検討するといったことに基づいて、統合の形態や時期等について検討していきたいとお答えをいたしました。

さらに、検討委員会の検討の内容では、この統合の形態とか時期ということが示されているが、検討の期間というのはどのように考えているかという質問がございました。

これについては、小中一貫校といった深い内容の検討を行うということもあり、当初再編計画では令和3年3月ということで予定されていたが、今後の丁寧な説明、議論をしたいと考えていることから、今のところは令和4年3月をめどに再編方針をまとめていきたいとお答えをいたしました。

次に、2ページから3ページの斎藤議員の再質問でございます。

再質問の3ページの(6)に関連する再質問としまして、北部の小学校の再編について、現在の具体的な状況の質問がございました。

北部地区の小学校の児童を受け入れる島田第一小学校において、既に学校の改築の策定に係る基本計画策定業務に取りかかっており、建設検討委員会も立ち上げ、9月末に第1回の会議も計画しているとお答えをいたしました。

次に地域住民に対する説明、あるいは考え方についてはどうかという質問がございました。

これにつきましては、これまで島田市教育環境適正化検討委員会、それから島田市学校再編計画策定委員会で各地区で意見交換や地元説明会を開催し、再編計画後には自治会を通じて、その再編計画の各地区での回覧をお願いしたりとか、その計画について保護者宛てに通知するなど、その周知に努めてきた。今年に入ってから、対象の自治会代表者に対しての説明会とか合同説明会を開催して、閉校する学校施設の跡地の利活用について、地元とともに検討していく体制を整えているとお答えをいたしました。

次に3ページから6ページになりますが、藤本議員から再質問でございます。この休校の影響のからみの再質問というところで、今回の臨時休校は、法的にはどのような根拠に基づいて決定されたのかという質問がございました。

これに対しましては、学校保健安全法第20条に学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休校を行うことができる、こういう規定がある。その法律に基づいて、学校設置者である市が臨時休校を決定したものと考えているとお答えをいたしました。

次に、決定機関は市ということでのいいのかと質問がございました。

こちらにつきましても、学校教育法第2条に、地方公共団体が学校を設置できるという項目があることから、設置者は市と考えていいと思うとお答えをいたしております。

さらに、教育委員会としては、教育長と教育委員による定例会、または臨時会で休校の議論すべき点もあったと考えるが、そのような段階で教育委員会が、どのような機能を果たしたかという質問がございました。また、エビデンスが残されているかどうかという質問がございました。

これにつきましては、3月の休校については、市の幹部会によって決定した後、市長が教育委員全員のいるところで説明をして御理解を得た上で、教育長から各学校に通知を出した経過がある。そういったことで、教育委員の皆さんにも御理解をいただいて、対応したといえると考えます。

また4月9日からの臨時休校につきましても、新型インフルエンザ等の対策本部で方針を決めた後、教育長名で学校や保護者に通知を出したが、その時は校長会と連絡をとり議論しながら文章を出したとお答えしております。

エビデンスに関しましては、そういった結果を残すべきではないかという議員の御意見でございましたが、これについては、記録を残して

いなかったということがある。これから、新たに記録を残すことはちょっと難しいということもありまして、今後の課題として対応していきたいとお答えをいたしました。

それから、こういった休校を判断するに当たり、外部からの知見はどのようなものが必要と考えるかという御質問がございました。

こちらにつきましては、文部科学省から対応マニュアルが出ている。また、県からの通知等もあり、それを基に8月8日に市のマニュアルを作成し、各学校に配布している。そういったところをよりどころとして今後休校等の判断をしていくとお答えをしております。

臨時休校、(2)の関係の再質問という形でございますが、学校現場で業務を遂行するに当たって、制度変更等で何か課題がなかったかという質問がございました。

こちらにつきましては、特に大きな問題はないと考えているが、放課後児童クラブにつきましては、4月から業務委託となっていたということもあり、そういったところで学校の教育支援員が直接業務にかかることができなかったことから、放課後児童クラブが開かれるまでの間、子供たちを学校で一時預かるという教育支援を行ったということがあった。ただ、子供たちに直接影響が出るということではなかったとお答えをしております。

次に感染症対策の業務が、教師にどの程度影響を与えるか非常に気になっていると、教師に限らず外部からの支援を差し伸べる必要はないか。現状の対応は必要かどうか、必要かつ十分な状況であるかどうかという質問がございました。

こちらについては、非常に学校は細かい配慮をしなければいけないことがたくさんあるため、そういった意味では負担が増えているという状況はある。ただ、さまざまな加配措置が国からまた県からされており、26人の手当てをしているがなかなか全ての加配を対応できているという状況ではない。今後も人材確保に努めて、適性者を依頼のある学校に配置していくことに努めていきたいとお答えをしております。

それから、(3)制度的な面からの質問がございました。マニュアルを作成したということをお答えでも答えたのですが、その内容について聞きたいという質問がございました。

これについては、例えば文科省の言っているところの感染者が出た場合、全市的な休校ではなく部分的な休校にすると濃厚接触者がいた場合の対応とかを示した内容となっているとお答えをしております。

それから、現場で抱えている施設それから機器等で、コロナ対応するには、もし何か少し課題があればという点での質問がございました。

その答えとしまして、冷暖房と換気の関係というのが非常に難しい

問題で、校舎の造りによって換気のしやすい教室とか、換気がよくきく教室があったりとか、オープンスペースにおいて冷房が効きやすい学校、そうでない学校が一応存在する。基本的にはその管理は各学校の校長または担任の判断に任せているところがある。学校によっては大きく窓を開けて冷房を利かしている教室やある程度絞って冷房を利かしているところもあったりとか、一概になかなかこういうふうにしてくださいと言えないところがあるとお答えをしております。

あと、この新型コロナウイルスの対応を契機として、学校建設に関する基準が変わるかという質問がございました。教室の広さを、密を避けるために、今以上に広げるといふ基準変更の可能性はあるかという質問でございます。

これについては、基本的には今は検討していない、教室の大きさを変えるということは、構造上の耐力度等を計算をし直さなければならないということもあり、現状ではそういった基準の変更等は指示も出ていないことから、校舎や教室の面積を変更ということは考えてないとお答えしております。

最後に跡地利活用の検討委員会の進捗についての質問がございました。

これについては、萬屋副市長からの答弁という形になりましたが、閉校となる学校施設の跡地利活用について昨年8月の計画決定以降、庁内における、まずは市役所業務としての公務としての検討に合わせて、今年の1月には閉校の対象となる自治体の代表者に集まっていたいで説明会を実施している、その後個別に説明の要請があった相賀、湯日、伊太地区については説明会を開催したが、現時点においては利活用に係る具体的な提案は、今のところはない。

特に来年3月末に閉校となります湯日小学校については、地元の自治会の皆様の同意を得て、文部科学省のホームページ上にあるみんなの廃校プロジェクト上に情報を掲載し、民間事業者等を含めた全国的な利活用の提案を求めているという状況であるとお答えをしております。

次に、4ページから6ページになります。森議員からの質問でございますが、博物館のリニューアルに関連して、基本的な方針はどうかという再質問がございました。

これにつきまして、場所は1階の常設展示室で考えているとお答えしました。

また、議員からはいろいろ提案をいただいたのですが、これについて博物館を中心に川越遺跡全体をエリアとして考えて構想を立てて計画していきたいとお答えをしております。

次に5ページから7ページになりますが、横山議員からの再質問で

ございます。横山議員からは、答弁を踏まえて、質問というよりは要望という形での話がありました。

まずは教育センターの北中への移転に当たってのパーテーションで環境を確保するという細かな対応について重ねてお願いということ、教育センターの指導員の確保をより一層努めていただきたい。

それから、来年度に統合を控えた学校の職員が子供たちと一緒に異動する配慮について、こちらもお願いをしたい。そして特に統合を予定されている学区ではスクールカウンセラーさんも、そのまま継続して配置していただけるような配慮をお願いしたいといった内容でございました。

そういった中で、(6)に関する現状の課題というところで、各校学校運営協議会と地域学校と相互の関係の再質問がございましたが、こちらの役割がどうも先生方の理解がまだ不十分ではないかというところから、今後どのように周知を図っていくか、どのように展開していくかとの質問がございました。

これにつきましては、校長会をとおして、周知を図っていくと、また今後の展開については推進委員を活用して、夢育・地育の推進、それから開かれた学校、地域の教育力とそれを学校にいかしていったような活動、さまざまな活動の仕方があるが、そこにいかしていきたいとお答えをしております。

一般質問につきましては、以上でございます。最後に資料はございませんが、9月14日に議案質疑がございました。

こちらは伊藤議員から、決算について質問がございました。内容は芸術文化普及事業に関わっての映画二宮金次郎の鑑賞会以外の委託料の詳細についてということでの質問。それから、島田市文化プログラム支援事業費補助金に係る事業、補助金の詳細についての質問がございました。

まず、映画以外の委託料の内訳につきましては、一括という形の契約のものですから、数字がずばり出ていない。おおむねの額という形になるが、まずT. J. P. P. A. Lコンサートが約142万3,000円。それから宝くじおしゃべり音楽館が約64万5,000円。開催中止になった音楽絵本コンサートが約104万4,000円、同じく中止となったミュージカルK I N J I R Oが約128万8,000円とお答えをしております。

旧島田市文化プログラム支援事業費補助金について、こちらの内容につきましては、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として行われる文化プログラムを促進するため、市内において独創性のある文化芸術活動を行う団体に対して、世界に発信するすばらしい独自の文化芸術を創出することを目的として、平成28年度から実施した事業で、補助額は補助対象費の4分の3以内の額で、限度額は50万円



となっているとお答えをしております。

続いて再質問として、委託料の関連として、3月15日と20日に中止となった音楽絵本コンサートとミュージカルK I N J I R O、この2つの事業についての委託料の金額について、それからもう一つは、中止になった2つの事業のキャンセル料がかかっているのかという質問がございました。それから、補助金の関係としましては、補助金の募集に対して、どれくらいのところから応募があったか、どのようにその2つ事業が決定したのかといった御質問がございました。

最後にもう一つ、令和元年度に小さな村のワビサビレッジ事業と無人駅の事業という無人駅での事業が行われたが、その概要について再質問がございました。

中止となった2つの事業に委託料の内訳につきましては、事業の中止が直前だったことから、既にチラシ、ポスター、それからチケット作成費や新聞広告のPR経費など、事業の事前準備にかかる費用ほか、チケットの返金経費、それから出演者へのキャンセル料が主なものである。

続いて、出演者のキャンセル料の関係につきましては、本来は100%かかるというところだが協議の上、一部キャンセル料の免除となっている。

続いて、補助金の募集に関しましては、相談件数は数件受け付けたが、申請のあったのは2件。事業採択については、同補助金の審査委員会である島田市文化プログラム支援事業審査委員会で審査をして、決定をした。

この2つの事業の主な内容につきまして、まず小さな村のワビサビレッジ事業につきましては、これまで陶芸祭に発表された作品を、博物館分館の日本家屋に展示する博物館特別展示に合わせ、これまでの取組の紹介や、パネル展示、海外陶芸家による陶芸ワークショップ、竹細工づくりや笹間神楽の奉納など行った。

もう一つ、無人駅の芸術祭／大井川につきましては、大井川鉄道の無人駅及びその周辺を舞台として、ふだんは地域外の人アーティストが、地域住民と交流する中で、地域にある記憶、風景、営みから作品の着想を得て、住民と協力しながら作品制作を行って、無人駅周辺に表現していくといった取組であるとお答えをいたしました。

議案質疑に関しては以上でございます。

また、決算の関係では、9月15、16日に予算決算特別委員会の厚生教育分科会が開催されました。その中で1点、令和元年度の委員報酬の支払遅延があったことについて、経緯と再発防止について報告をさせていただきました。議会関係は以上でございます。

最後に、先ほど冒頭でお話をさせていただきましたが、明日の9月議

会最終日におきましては、スクールバスの購入に当たっての財産取得に関する追加議案が提出される予定となっております。

教育長

長くなりましたが、以上9月議会で教育委員会が関係する案件につきまして御報告をさせていただきました。

部長からの報告は以上となります。少し長かったものですから、どこからでも結構ですから御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

### 事務事業報告

教育長

事務事業の概要につきまして、各課からの報告をお願いします。補足説明のある課をお願いします。

教育総務課長

それでは、8ページを御覧願います。予定について補足をさせていただきます。

本日、教育委員会の定例会が現在実施をしておりますが、夜間に島田第一小学校校舎等建設検討委員会を、第一中学校の地域連携室のほうで開催をする予定となっております。

これにつきましては、施設規模の考え方などの基本事項や、計画概要についての説明をして、御意見を頂戴するところを、本日の目的としております。

それから、明日30日ですが、こちらも第1回の初倉地区小中学校再編方針検討委員会を初倉公民館で実施をする予定でございます。

その下とその下、10月7日、8日に外部評価委員会の開催を予定しております。これにつきましては、後ほど協議事項で説明をさせていただきますので、ここでは割愛をさせていただきます。

主席指導主事

9ページを御覧ください。8月の末から9月にかけて、学校ではいろいろな行事が行われました。主なところでは小学校3校の運動会、それから中学校では、全部の中学校での体育大会が行われています。

9月12日に、伊久美小、湯日小と書いてありますけれども、天候不良のため9月13日に実施をしました。感染症対策を十分に採った上での開催となったのですけれども、子供たちの頑張る姿が見られました。

予定のほうに移らせていただきます。

この後もさまざまな行事が計画されています。小学校では自然教室、運動会、中学校では文化祭等が計画されています。

10月11日から13日には、川根中学校の修学旅行が計画されています。また、次のページになりますけれども、北部4校の修学旅行が10月の22、23日に計画されています。

学校給食課長

12ページを御覧ください。

実施のところですが、一番上の高校生による和の給食コンテストに

ついて、志太榛原農林事務所から説明がありました。

この事業につきましては、県内に7つの農林事務所がありますが、それぞれの地域で農林事務所が主催する事業です。今年度で6回目の開催となります。内容は高校生が和の食や、地場産物の理解を深めるため、小学生向けの給食の献立を考える、考案するものです。

提案された内容につきましては、市町の栄養士、栄養教諭やJ A、食の都仕事人など11名で審査して、優秀賞を選定します。優秀賞については、各市町の学校給食の献立に提供し、地場産物の導入を促進していきます。昨年度は、島田商業高校と焼津中央高校の作品が優秀賞となっており、島田市では来年の1月に導入をしていきます。

9月3日ですが、前回もお知らせいたしましたが、御前崎市では令和3年度の2学期から新センターでの稼働を予定しており、現在建物の建設中です。調理等の運用面について、施設的に新しい島田市の中部学校給食センターを視察しております。

9月17日ですが、静岡県学校給食会から覚書の締結に係る説明会が行われました。

これにつきましては、本年3月から5月下旬にかけての学校休業に伴う学校給食の中止により、公益財団法人静岡県学校給食会が契約する米飯、パン等の主食を製造する工場や食材納入事業者には、大きな影響がありました。3月分については各市町が、4月分は静岡県学校給食会が業者へ支援することで、廃業などによる給食停止などの事態は避けられました。

学校給食会からは、今後のコロナウイルス感染症の第2波、第3波の拡大が想定される中、覚書の締結の要請が学校給食会からありました。この覚書については、学校休止に関わる補償の一定のルールを設けたいという理由です。

給食事業の安定的な継続のため、休校の場合の一定のルールづくりの必要性は理解するところですが、今回は事業者と既に決めてしまった内容を、一方的に進めようとするものでありましたので、市町の反発も大きく、説明会が開催されたものです。

多くの市町では給食会の進め方に問題があるとして、締結には応じられないと判断しており、送付された覚書を返送する自治体もあります。島田市からは、給食会では再度市町としっかりとした協議の上、進めてもらいたいと要望をしているところです。

予定のところですが、10月2日から11月18日にかけて、小学校就学時健康診断が行われますが、そのときに食物アレルギー対応の概要を説明していきます。これにより、該当する保護者、生活管理指導書を受領し、医師の診断を得た上で学校に書類を提出し、三者面談を経て対象児童の認定をしていくこととなります。

社会教育課長

10月19日から11月2日については、前回の定例会で資産活用課から説明がありましたが、島田市の公共施設で使用する電力は、10月1日から島田ガス共同企業体から提供されます。電力の供給元の一つとして太陽光発電が利用されることになり、今回南部学校給食センターの屋根に太陽光パネルが設置されます。中部学校給食センターについても設置されますが、12月25日から年末にかけての冬季休業中に施工される予定となっております。

1点訂正がありますので、21ページを御覧ください。下から2つ目の湯日小の通学合宿になりますけれども、来年度から湯日小のほうが統合になるということで、できるだけ実施したいということで、これまで実施できないかということで計画をしてみましたが、やはりコロナ感染防止の観点から、今年度は実施をしないという方向で決定がされましたので、こちらのほうを削除をお願いします。

それでは、人数の追記をお願いしたいと思います。16ページを御覧ください。

たくさんあって申し訳ないのですが、上から3つ目の青少年育成支援センター運営協議会ですが16人です。2つ下の子供教室のフレンズクラブ選択活動は17人です。その下の中央高齢者学級が22人になります。その下の「ぐう・ちょき・ぱあ」が11組23人になります。その下の初倉公民館の役立つ習字が12人になります。その下の幼児・児童をもつ親の講座が41人になります。その下の吹き矢教室が20人です。その下の川根地区センターのすこやか学級が23人です。その下のストレスとの上手な付き合い方は39人になります。

次のページになりまして、プラザおおりの社会教育委員第3回会議が10人になります。その下の神座小学校家庭教育学級開級式が12人です。その下の夕焼けコンサートが70人です。その下の健康体操が8人です。その下のベーゼンドルファーを弾こうが12組です。その下の金谷公民館の清掃活動が48人になります。その下の男の料理が13人です。その下の子供・若者支援地域協議会代表者会議が10人になります。

以上となります。

それでは実施事業のほうから簡単に御説明をさせていただきます。13ページを御覧ください。

下から3つ目の「しまだガンバ！・はばたけリーダー！」ですけれども、ウミガメの放流体験ということで、台風の影響が少し懸念されましたけれども、波もそれほど高くなく、昨年度は実施できなかったのですが今年度は実施ができました。

続きまして15ページを御覧ください、9月16日中ほどのゆったり座談会（不登校やひきこもり等に悩む連続親学講座）は、参加者ゼロ人となっております。こちらのほうがこの親学講座の一環として座談会と

ということで、フリートークの会ということで計画をさせていただいております。今年度はコロナの防止の観点から予約制にさせていただいて、当日は1人申し込みがあったのですが、その方が御都合で来られなくなったものですから、ゼロ人という結果になっております。

続きまして予定のほうを説明させていただきます。

18ページ、10月3日の第15回蓬莱橋観月会になります。皆様のお手元のほうにチラシの方をお入れさせていただいたと思いますので、合わせて御覧いただければと思います。

こちら文化協会の事業ということで実施をするものです。蓬莱橋で実施をするものです、コロナ禍の中でもできる事業として実施をさせていただきます。スペシャルゲストとして、ハレルヤさんを招いて実施をいたしますので、よろしければ、また御覧をいただければと思います。

次は20ページになります、20ページの下から5つ目の市民文化祭開会式につきましては、前回皆様に御案内の通知を送付させていただきました、また御出席のほうをよろしく願いいたします。会場のほうが密を避けてということで、エントランスからホールのほうに変更になっております。また、入り口で御案内をいたしますけれどもよろしく願いいたします。

その2つ下のだれでもロビーコンサートにつきましても、皆様の机の上にチラシのほうをお置きいたしましたので、合わせて御覧いただければと思います。このだれでもロビーコンサートですが、コロナ禍の中でも密を避けてする事業として、今年度初めて計画をさせていただきました。お通りのエントランスにアップライトのピアノを置きまして、この開講日の9日間になりますが、誰でもひけるといった形の事業になります。

合わせまして、ロビーコンサートとして、6日間市内島田市ゆかりの音楽家の出演を依頼いたしまして、この日程で音楽家の演奏をいたしますので、また御都合がよろしければお聴きいただければと思います。

22ページを御覧ください。初めに人数の追記をお願いします。

9月20日日曜日、博物館講座については、参加者13人。次に9月22日火曜日、海野光弘展関連イベントギャラリートークについては、参加者は6人。9月25日金曜日、文化財保護審議委員会については、参加者は7人。その下の9月26日土曜日、企画展関連イベントの「学芸員が教科書に載せたい！島田の歴史・人物」ということで、これについては、参加者が13人となっております。よろしく申し上げます。

9月27日日曜日、諏訪原城応援隊結成記念イベントについては、午前の部50人、午後の部50人で、参加者は合わせて100人になっております。最後におもちゃ病院しまだが、参加者が24組です。

博物館課長

続いて補足説明をしたいと思います。

9月6日日曜日、ちょっと昔のおもしろ体験では、実際にみのとかさをつける体験を行いました。市内外の子供から大人までの多くの方に来ていただきまして、みのをつけてかさをかぶって記念撮影をするなど、多くの方に楽しんでいただきました。

続いて9月19日土曜日から、本館の企画展として「地誌の世界と島田宿～桑原黙齋活動記録～」9月26日の土曜日、分館収蔵品展として「海野光弘 石垣」を開催しております。委員の皆様のお手元に案内を配布させていただきましたので、また機会があれば御来館いただければありがたいと思います。

最後に9月27日日曜日、諏訪原城応援隊結成記念イベントですが、これについては、応援隊長にお城好きで有名な落語家で、皆さん御承知のとおり笑点の司会者でもある春風亭昇太師匠にお願いし、副隊長には、日本城郭協会の理事で諏訪原城跡整備委員でもある加藤理文先生、隊員に島田市出身のフリーアナウンサー片川乃理子さんが就任されました。

午前中に就任式とトークショーを夢づくり会館で行い、午後は昇太師匠と加藤先生による現地説明会を行い、諏訪原城の防御機能などを詳しく説明していただきました。

参加者は新型コロナウイルス関係で、市内の方に限らせていただきましたが、市民の方に諏訪原城のことを知っていただくいい機会になったかと思います。今後はこの応援隊の方々に協力をいただきまして、諏訪原城を全国に発信していきたいと考えております。

スポーツ振興課長

それでは補足説明をさせていただきます。24ページを御覧ください。

最初に人数の追記をお願いいたします。9月17日、スポーツ推進委員定例会ですけれども29人。1つ飛んで一番下ですけれども、9月24日スポーツ推進委員運営委員会が14人になります。

それでは、補足のほうですが、まず実施のほうですけれども、9月5日から新型コロナウイルスの関係で開催を延期しておりました、各ジュニアスポーツクラブが開催をされております。

今年度は、開催数を例年20回ですけれども、全10回に減らして実施をしているところがございます。応募者につきましては、例年とそれほど変わらない人数が応募をいただいております。

次に予定のほうですけれども、一番初めの9月29日ですけれども、市町対抗駅伝競走大会実行委員会兼代表選手選考会が、本日になりますけれども開催をいたします。本日、代表選手の21人が決定をする予定でございます。

次に25ページ、次のページになりますけれども、10月8日、こちらは来年度から指定管理者による管理運営を予定しております田代の郷多

図書館課長

目的スポーツ・レクリエーション広場と横井運動場公園、大井川緑地ほか4施設につきまして、第2回の指定管理候補者選定委員会が開催をされる予定です。当日は申請のあった業者からのプレゼンテーションが行われ、指定管理者の候補者が選定をされる予定になっております。

26ページを御覧ください、まず人数の追記をお願いします。26ページの一番下、9月24日、おはなしギフトは参加者23名です。続きまして27ページ一番上の9月25日のおはなしギフト、こちらは参加者26名となります。

そして、予定のほうの追記をお願いします。28ページの一番下になります。10月20日火曜日、六合東小施設見学、参加予定人数は未定です。場所が島田図書館となります。

それでは、補足説明をさせていただきます。戻っていただきまして、まず26ページ、7月1日から8月30日まで、ほんのむしカード配布の件でございます。こちらのほう、例年やらせていただいておりますけれども、今回は夏休みが短いと、あとコロナの影響で参加人数が減っております。今年度は参加者が351名でした。昨年度が686名でしたので、約49%のマイナスとなっております。

続きまして、報告をさせていただきます。本のテークアウト事業といまして、6月9日から今現在やらせていただいておりますけれども、9月末で一旦終了させていただきたいと思っております。コロナの方が少し収束してきたということで、今回一旦終了とさせていただきます。

成果といたしましては、6月9日から8月31日までのデータですけれども、1,537冊の貸し出しがございました。こちらの方は3館の貸し出し数の6月から8月までの総数が12万9,615冊ですので、1.2%となっております。かなり借りていただいたなと思っております。

また、毎月第4水曜日に図書整理の日とさせていただいておりますが、9月は連休によりまして、第4水曜日が休館日となりましたので、第3水曜日9月16日に図書整理日を移動させていただきました。

それとお手元にお配りしたひまはまというYA世代への雑誌紹介、これがございます。今回第7号ということで、9月に発行させていただきました。今回、SNS風といまして、中を見ていただくと、LINE風とか、インスタグラム風とか、ツイッター風、そのような工夫をして、より多くのYA世代、中高生に見ていただこうと思ひまして、発行させていただいております。市内の中学校と高校のほうに配布と、データを送らせていただいて、校内図書館等に配布してはっていただいております。

教育長

ありがとうございました。以上で各課からの報告は終わりましたが、委員の皆様方、何か質問等ありましたらお願いします。

B委員

学校教育課にお尋ねしたいと思ひます。先生方の働き方改革について

て教えてほしいのですけれども。新しい生活様式とか、感染予防対策で、結構学校で先生方がふだんとは違った余計なとか、そういうことに気を使わなければいけない状況になっています。

残業時間とか、確か月に85時間だったですかね、過労死ラインの時間がありましたですね。それを超えている先生が何人かいるのじゃないかと心配しているのですが、そこら辺の数字的なもので、分かりましたらちょっと教えてほしいのですが。

主席指導主事

今お話があった勤務実態なのですけれども、毎月学校から、勤務実態調査を上げていただいています。

8月は少し勤務時が少ないものですから、7月の例でお話をしますと、80時間を一応目安としているのですけれども、80時間を超えているのが、小学校だと14%、15%ぐらいの教員です。一方で、中学校ですと80時間の超過勤務を超えているのが53%ぐらいということで、中学校のほうが多いという結果が分かります。

ご心配いただいているコロナに関連してなののですけれども、昨年と同じ時期、7月と比べてみると、若干勤務時間は増えているのですけれども、こちらについては、例年7月末から夏季休暇に入っていたということで、今年度は7月いっぱい授業を行ったということなので、1日の勤務の形としては、それほど変わりがないのではないのかと考えます。ただ、教職員の声としては、消毒等にかかる時間もあるということで、負担があるということは聞いています。

教育長

少し追加でいいですか。中学校というのは、7月は例年時間外勤務が多いのですよ。それは中体連等の大会によって、土日の部活動勤務、部活動対応がどうしても長くなるのです。そのために、こういうふうな結果になるのじゃないかなと思います。つまり、冬場は要するに少なく、この季節的に長い時期があるということについては、御理解をいただきたいなと思っています。

B委員

今のに関連して、中学校の先生の残業時間が多いというのは、クラブ活動等があると思うのですけれども。高校進学準備とか、私の記憶だと一中、二中を訪問したときに、残業時間のことが話題になったと思ひまして、これは去年のことなのですけれども。やっぱり3年生の先生が特に突出しているということが話題になったことがあります。だから、そういうこともあるじゃないのかなって思っていたのですけれども、いかがなものでしょうか。

主席指導主事

中学校3年生につきましては、進路に関わる書類等の作成事務の時間が多くかかるのではないかなと思います。

先ほどお話があった部活動が短くなる時間ではあるのですけれども、1年、2年生の担任が短くなるに比べて、3年生の担任はその書類作成の時間が、多く取られるということで考えています。



B委員  
教育長  
A委員

ありがとうございました。

よろしいですか、ほかにありましたらお願いします。

社会教育課に質問です。9月から各小学校で家庭教育学級の開講式があつて、頂いた資料の最後のほうに家庭教育学級についての年間予定をいただいているのですけれども。その学級生数と、報告の参加者が同じになっていて、どのぐらいの人が参加しているのかなと、見ようかなと思ったときに。9月15日の金谷小と、9月16日の五和小学校は学級生数に対して、あんまり参加が少なかったのかなというのが分かったのですけれども。ほかの学校が学級生数と参加者が同じだったので、参加者だったら参加者の人数を書いていたほうがいいのじゃないかなと思いました。例えば、9月14日に、第三小学校の家庭教育学級の開講式42人が学級生さんがあるのですけれども、私が伺ってここが23人だったので。

社会教育課長

こちらの記入については担当者が記入をしております、実際の人数だと思っていたのですけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

A委員  
教育長

お願いします。

多分これは最初の予定数をそのまま書いているような気がしますから、ちょっと確認をお願いしたいなと思います。

社会教育課長  
教育長  
C委員

ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ありましたらお願いします。

学校教育課に、少し教えてください。今年コロナ禍で修学旅行、いろいろな配慮のもとに行われるということで、小学校については、今この予定ですと、伊太をはじめ北部で4校ですね、これが一応予定をされて、これ多分一緒に行かれるのですか。宿泊等は2日になっていますけれども。

教育長  
主席指導主事

分かったら教えてください。

北部4校については、22、23日に静岡県内に行きます。宿泊をするということを考えています。

C委員  
主席指導主事

ああ、そうですか。

それから、ここにはないのですけれども、ちょうどこの10月22日までのものですから、この次の日の23日に、第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校の4校が日帰りで県内や山梨県、それから三重県のほうに出かけます。

こちらの学校については、日帰りを2回ということで、もう一回は年明けに行くところが多いです。

C委員  
教育長  
C委員

分かりました。それともう一つ、教育長、戻っちゃうけどいいですか。いいですよ、どうぞ。

一番初めの部長から報告いただいた、一般質問の絡みで7ページな

のですが。

私の認識不足でしたらあれですけれども、気になったので。下から4行目のこの答弁のところなのですけれども。いわゆる学校運営協議会と地域学校共同本部の両輪によって、効果をもたらした事例があるかという中で、答弁のところを読んでいると、お茶摘みの体験など総合学習等への学習支援を行うことにより、教職員の負担軽減が図られておりますと、ここに書かれているのですけれども。

学校運営協議会と地域学校共同本部によってですね、総合学習であったり地域の産業に触れ合うとか、そういう学習的なことへの理解が深まるというようなことは理解できるのですけれども。その先にですね、多分こういうふうな教職員の負担がというのは分かるのですが、ちょっとここまで書いていいのかなというそういう疑問が、ありましたのでちょっとお聞きしました。

教育長

これは社会教育課長に答えてもらったほうが、分かりやすいと思います。

社会教育課長

地域学校共同活動推進員が、総合学習で茶摘み体験の講師とか、手配をすることによって、教員の先生がそれをやらなくても済むものですから、一応教師の負担が軽減されているという効果は、実際にあるはあると考えております。

C委員

ああ、そうですね。僕も理解はしているのですよ。ただ、何かそのところを書くのかなというような、少し疑問に思ったものですから。

教育長

もともと、この推進員というのは、地域と学校をつなぐ役ということで入っています。

そういう意味で、例えば、学校がこういうような講師を地域から探してくださいと依頼をすると、この推進員の方が、地域を回ってそういう人たちを探してくれる、または説明の時間の設定をしてくれるとか、そういうことをしてくれているのですね。

教職員が自ら探し回るとか、講師のお宅に行って、お話をするとかということが、そういうふうな負担が減るということで、これを書かせていただいているのですね。

C委員

いいです、はい。

教育長

ほかに、どうでしょうか。

D委員

先ほど、C委員がしてくださった質問と同じだったのですけれども、学校教育課にお願いします。同じことの繰り返しになると思います。10月22日から23日に、伊太、相賀、神座、伊久美の修学旅行が設定されていますが、例年だと北部4校が全部固まって行きます。今回は単独ですか。

主席指導主事

北部4校、一緒に行くということで認識しています。

D委員

一緒に。

主席指導主事	はい。
D委員	使うものはバスとかあると思うのですけれども、コロナの対策で密を避けるということで、どの程度のバス利用になるのかなというのを分かれば教えてください。
主席指導主事	バスの台数等については、把握しておりませんので、また調べて報告したいと思います。 密を避けるとか、感染症についての対策は十分にとっているのですけれども、具体的に何台に分乗して行くことについては把握できていません。
D委員	ありがとうございます。
教育長	教育長ですが、いいですか。 これから統合のことを考えますと、今の6年生は一中に行っちゃうことになるのですよね。ですから、北部の中での人間関係をつくるという意味でも、これは大事な行事だと思うのです。ですから、バスになるのか電車になるのか、ちょっとそここのところは確認してもらわなくてはならないのですが、そういう位置づけもあるということでは、御理解をいただきたいなと思います。
B委員	学校教育課にお尋ねします。今のコロナの時代、つらい状況の中でお家時間が増加しているとか言われます。子供たちにとってみると、この間報道などであったのですけれども、歯医者さんに行く子供が増えていると、それから眼鏡を作る中学生が増えている。それから体重が増えてきている子供がいるというようなことも、特徴として出てきているということなのですが、島田市内でもそういうことが分かっているのでしょうか。分かっている点だけで結構なのですが、ちょっと教えてほしいと思います。
主席指導主事	市内、何校かの養護教諭と話をしたことがあるのですけれども、歯科検診ですとか、視力検査等を行っていったのですけれども、歯科については私も把握できてないのですが、視力については私も少し気になって、お話を聞いたことがあるのですけれども。昨年度と比べて、大きな変化というのはないということで聞いています。
B委員	こういうものは、もうちょっと時間がたつと、例えば半年とか1年くらい後になって、いろいろ出てくる可能性もあるものですから、またそこら辺の中で分かった時点で結構ですので、教えていただければと思います、ありがとうございました。
教育長	生徒指導にもありましたが、ゲームをやったり、家でのんびりとした生活をしているような人たちが多かったみたいですから、あるかもしれませぬ。少し学教のほうで経過をつかんでおいていただけたらと思います。どこかで報告をしていただけたらありがたいなと思います。
A委員	学校教育課に、小中学校の保護者だとか、PTA活動についてお聞き

します。

私も中学1年生の入学式に会って以来、ほかの保護者と会うのが今度の10月の参観日で、不安がいっぱいなのですけれども。そういうような声があるのかだとか、PTA活動も各校結構削られているものも多いので、PTA活動の現状だとか、保護者の声とかがあれば教えてください。

主席指導主事

PTA活動については、4月はもちろんなのですけれども、6月、7月あたりは、かなり縮小されていたと思います。ここに来て、学校に保護者の方に来ていただく機会というのが増えているのではないかなと思います。小学校においては、参観日を設けたりですとか、あと運動会も人数制限をしていたのですけれども、学校に来ていただいています。

あと、例えば第五小などでは、先日奉仕作業を行っているのですけれども、例年全学年の保護者に来ていただくところを、半分ずつ午前と午後に分けて来ていただくという形をとっているのですけれども、少しずつ来ていただく機会が増えているとは思いますが。あと、この後参観会等も分散型であったりするので、計画されていると聞いています。

A委員  
教育長  
B委員

ありがとうございます。

いろいろ工夫しながらやっているということですね。

教員採用試験が、島田市のほうで大体終わったということ、この間、教育長のほうから伺ったのですけれども。御存じのように静大が教育実習を中止したということも報道で知りました。個人的には、静大の先生が多くなってほしいなという気持ちはあるのですけれども、ほかの大学の学生さんと意識の差なんかはあったのでしょうか。ちょっとわからないので、こういうのも採用試験の状況というか、こちら側から見た学生の印象、それから学生から何か反応なんか、そういうものがあつたのかどうか、そこら辺のことをちょっと教えていただければありがたいと思います。

主席指導主事

教員採用試験については、県で行っているものですから。

こちらで把握することができていません。実際に受験生と対面することも無いものですから、分からないのですけれども。教育実習につきましては、静岡大学以外のまず学生については、9月に市内のいろんな学校で実習を行っています。

実習期間が短くなったりですとか、内容も少し変わってはいるのですけれども、非常に前向きに子供たちと向き合っていたという話は聞いています。

今、B委員からお話のあつた、静岡大学教育学部についてなのですが、こちらについても、教育実習という名前は使ってはいないので、5日間学校のほうで体験ということで、この後受入れをし

ていって、授業案作成も1時間、学校の職員が指導して行うということで、もともと指導案作成の指導をするところから始まったのですけれども、そのためには実際に子供の顔を見てないと指導案は書けないんじゃないかということで、体験という形で5日間程度受入れということを行っていきます。

B委員  
教育長  
主席指導主事  
教育長  
主席指導主事  
教育長  
主席指導主事  
教育長  
B委員

ありがとうございます。

5日間というのは、どの実習生も5日間ということですか。

5日程度という文章が出ているものですから。

ああ、そういうことなのですね。

おおよそ月、火、水、木、金の5日間だと。

1週間ね。

はい。

よろしいでしょうか。

社会教育課にお尋ねしたいと思います。今こういう状況で、いろんな催しものが縮小してきているということは、ほかの方も一緒だと思うのですけれども。例えば、ゆったり座談会は先ほど説明がありましたように参加者はゼロだったというところと、困難を有する子供・若者に係る実務者会議これからあるのですけれども、こういう状況の中で、社会的に弱い立場の人たちがね、結構つらい状況に追い込まれたのではないかなというのは心配しています。

そこら辺の支援を受ける側の人たちについて、具体的な状況が分かれば、言える範囲内で結構なので、ちょっと教えていただければありがたいなと思ったのですけれども。

社会教育課長

コロナだから、ひきこもりとか不登校が増えているという、はっきりした情報までではないです。ただ引き続き、ひきこもりによる不登校の相談は、恐らくコロナとの関連性は分からないのですが、増加傾向にあるということは言えます。

B委員

これはうちの近所の子なのですけれども、ひきこもりの子がいてですね、お父さんも会社を定年になって、年金をもらうのはまだちょっと時間があるということで、やっぱり収入の道が今のところはないみたいな話も聞いたりすることはあるものですから、再就職も思うようなところはないというような、そんなことを聞いたりしたことがあったものですから。例えばそういうような状況の人たちが増えているのかなという、そういうことで伺いました。

また、今後そういう人たちのことについて、社会教育課のほうでやっていただければありがたいなというふうに思いました。

社会教育課長

相談のほうは青少年相談室のほうで、随時受け付けておりますので、また御紹介いただければありがたいと思います。

今年の7月から、福祉課で就労準備支援センターというのが、駿河銀

行の間の角にありまして、こちらのほうでも就労を今していない方の  
伴走支援をするような試みを始めておりますので、こちらへも青少年  
相談室からつなげているところです。

B委員  
教育長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。うまく回っていてくれるといいなということ  
を思いますね。市のほうでも、実質的なものが進んでいくと思いますか  
ら、それも一つの道かもしれませんね。

それでは、事務事業報告については以上としたいと思います。

### 付議事項

教育長

それでは、付議事項のほうに移りたいと思います。

議案の審査を行います。付議のほうですが1件ずつ審査をします。

まず最初に、議案42号、島田市教育委員会の権限に属する事務の一部  
を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、教育総  
務課長説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、29ページから31ページになりますが、次に掲げる事務につ  
いて、市長の補助機関である職員に補助執行させることとするこ  
とについての協議でございます。

これにつきましては、前回第7回の定例会のときに資産活用課長が  
出席をしまして、電力供給等業務による教育関連施設への太陽光発電  
設備等の設置についてということで、説明をさせていただいたところ  
でございます。その関連でございます。

このところでは、教育行政財産の目的外使用というものにつきましては、  
島田市立小中学校管理規則の規定によりまして、教育委員会の  
指示を受けることが必要となっております。

この「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給  
等業務に関する協定」、これに基づく業務について行政経営部資産活用  
課が他の施設と一括して、市が許可及び管理を実施していくという、そ  
のためこういった形で補助執行されるという形をとりたいというも  
のでございます。

説明は以上です。

なお、補足としましては次の30ページ、これについて補助執行の協議  
が市長部局のほうから、教育委員会に対してやらせてくださいという  
ものが来ております。これについて、補助執行させるということにつ  
いて、御了解を頂戴したいというものでございます。

教育長

教育長からですが、私が質問をしたらあれですが、この31ページの案  
だったということは、今日の可決を受けて、ここに日が入って、案が消  
えるということで理解すればいいのですね。

教育総務課長

教育長が言われるとおりです。

教育長

よろしいでしょうか。

説明は終わりました、議案第42号につきまして、委員の皆様方から質問、御意見がありましたらお願いします。前回、資産活用課からの説明もありましたから、よろしいですか。

それでは、特に意見、御質問等がないようですから、採決に移りたいと思います。

ただいま、議案第42号で提案されました、島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

教育長

異議がないようですから、議案第42号につきましては、原案のとおり可決いたします、ありがとうございました。

それでは、続いて議案第43号、市長の権限に属する事務のうち教育委員会の補助機関である職員が補助執行している事務の一部を解除することについて、続いて教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

それでは32ページから34ページにかかるところでございます。ここにつきましては、行政財産を目的外使用とする場合につきまして、原則として使用料が発生してまいります。

この使用料の徴収については、島田市行政財産の使用料条例に基づき市長が行うという決まりになってございますが、教育財産につきましては、これも規則により教育委員会職員をして補助執行をさせるという形になっております。

このことを前提に今回、「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」、これに基づき発生する使用料についてのみ、教育委員会の補助執行を解除し、他の関連施設と一括して市長部局により、徴収事務を行うことを目的としたものでございます。

教育長

先ほどの議案と表裏の感じになってくると御理解していいと思うのですが、この件につきまして、何か御質問はありましたらお願いします。

よろしいでしょうか、何かありましたらお願いします。

いいですか、特に意見もないようですから、今議題になっています議案第43号は御異議ございませんか。

[「異議なし」という者あり]

教育長

異議がないようですから、議案第43号は原案のとおり可決されました、ありがとうございます。

それでは、続いて議案第44号、島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、続いて教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、35ページを御覧ください。これにつきましては、先ほど29ページからの議案第42号を受けたものでございます。御承認をいただきましてありがとうございます。

これにつきまして、教育委員会事務の一部につきまして市長部局に補助執行させるための規則の一部を改正するというものでございます。

これについて、御協議をお願いいたします。

教育長

規則を変更するという事で説明がありました。これにつきまして、何か御意見、御質問のある方はお願いします。よろしいですね。

ただいま議案となっています、議案第44号について、採決に移りたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

教育長

異議なしと認めます。議案44号につきましては、原案のとおり可決されました、ありがとうございます。

では、続いて議案第45号、島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則の制定について、スポーツ振興課長説明をお願いします。

スポーツ振興課長

それでは議案第45号、島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改定につきましては、委員の任期の特例につきまして、附則を追加するもので、現行では委員の任期は2年となっておりますけれども、令和3年4月1日に委嘱する委員については、任期を1年とするものでございます。

なお、令和4年4月1日以降に委嘱する委員の任期は、現行の規則どおりの2年とすることとなります。

これは志太地区のスポーツ推進連絡協議会において、志太三市のスポーツ推進委員から役員が選任をされておりますが、志太役員の任期と本市委員の改選期だけが1年ずれており、志太の任期途中で役員を交代することになっております。そのため、同じ委員を継続して選任をしなければならないこととなり、他の委員が経験を積む機会が失われている状況がございます。こうしたことを防ぐために、今回臨時的に任期を1年とし、調整をするものでございます。

教育長

志太で統一するという事で、調整するという施策だと思います。この件について何か御意見、御質問がありましたらお願いします。

よろしいですか、D委員何かありますか。

特に質問もないようですから、採決に移りたいと思います。議案第45号で提案されました、島田市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則の制定について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

教育長

異議がないようですから、議案第45号につきましては、提案のとおり



可決されました、ありがとうございます。

### 協議事項

教育長

それでは次に、協議事項に移りたいと思います。

教育委員会に関する事務の点検・評価につきまして、教育総務課説明をお願いします。

教育総務課長

39ページを御覧願います。教育委員会に関する事務の点検・評価についてでございます。

次のような方法で今年度実施をしてよろしいか、御協議を得るものでございます。まず、点検・評価導入の目的、その他につきまして簡単に御説明を申し上げます。

平成19年6月に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施することが義務づけられました。

報告書につきまして、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定をされております。これにより実施をしていくものでございます。

外部評価委員につきましては、2名を例年依頼してございます。今年度につきましては、中村盛高委員と小澤康恵委員に依頼をしているところでございます。

中村委員につきましては、昨年に引き続き2年目になります。小澤委員につきましては、これまで2年間務められました高橋委員の退任に伴いまして、今年度からということになります。

4番の実施要領につきましては、次のページを御覧願います、40ページ、41ページです。ここで1カ所訂正をお願いいたします。41ページの附則のところですが、今回訂正箇所がございますので、この要領につきましては、令和2年9月29日から施行するという形で日付の変更をお願いいたします、令和2年9月29日です。この実施要領についての文言自体は昨年同様ですので修正はございません。

第5のところ、点検・評価に使用する様式は、事務事業評価シート(様式第1号または様式第2号)とするという記載がございますが、1ページめくってもらいまして、42ページ以降で今回はこのシートについて修正がございますので、少し説明をさせていただきます。

右、左と新旧の対照となっております。左側が新で、右側が旧でございます。主な変更点につきましては、新のところにつきまして、事務事業に関する基礎情報であったりとか、事務事業の実施概要、黒で網掛けをしてある部分ですが、そういったところで表題をつけてあるところが、まず1点でございます。

それから、右側の旧のほうで縦書きのところ、上から2つ目の事業コ

スト、これが左側の新に行きますと、42ページ目の一番下のところで、事業コストというふうにレイアウトの変更がされております。その次の44ページ、45ページにつきましても、ほぼ同様な形でございます。変更点については、こういったところでございます。

それから、46ページを御覧ください。これが今年度のスケジュールとなっております。教育委員会に関連するものとしましては、この定例会、本日作成方法についての承認をお願いしたいというものでございます。

それから11月の中旬につきましても、教育委員の皆様方と外部評価委員とで、意見交換の計画をしております。

それからその後、その11月の下旬に第10回目の定例会におきまして、点検・評価の結果について協議をしていただき、年が変わって1月の定例会で評価の結果についての報告をさせていただくというようなスケジュールになってございます。その間で、各課との外部評価委員による評価審査、意見交換、そういったものを順次させていただくという形で進めていく予定でございます。

教育長

ありがとうございました。これから協議に入りたいと思います。変わったところからというと、委員が変わったこと、様式が変わったこと、それから最後にスケジュール、この辺のあたりから何か御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

D委員

聞き漏らしたかもしれませんが、様式が一部変わりました。項目が起きたところと、それからコストの位置が変わったことと、コストの書き方が変わった。

決算額等の財源に関するところの書き方が変わったというところですが、その部分が強調された、項目が上がったことなどにつきましては、どういう意図をもって行われたのか、そこがそういうふうになったのか。

財源の書く位置や内容が変わったのは、どういう考え方でそのような状況になったのか教えてください。

教育総務課長

まず、新のほうの評価シートに見出しをつけたことにつきましては、シート自体をより分かりやすくするためということでございます。

今回の改正につきましては、全体的に昨年の点検・評価をしていただいた後、総評の中で評価委員からこういう形で修正をしていったらどうだという、そういうアドバイスに基づくものでございます。

なお、一つ事業コスト等につきましては、場所的に真ん中の辺にしないで、こういったところのほうが見やすいじゃないかという、単にそういうものはございましたが、内容的に少し変わっております。この変わった内容につきましては、旧の表のほうに概算人件費というものが入ってございますが、ここの人件費につきましては、職員全体の平均の

単価、それに職員数をかけるというような形のものでございました。この単価が、それこそ一般的に教育委員会の中での平均という形でとっているものではございませんでしたので、人事課のほうから頂戴していた単価でございましたので、実態に即していないということと、金額的に少し高くなっていたということもあって、事業によってはその事業の大半を人件費で、表だけを見た場合には、ほぼほぼ人件費で終わっているじゃないかというふうに見られかねないものもあったということで、人件費について特出しをする意味というのですかね、そういったものについて少し考え直したほうがいいのではないかとこのことで、今回訂正をしたものでございます。

教育長

よろしいですか、今の説明で御理解いただけただけでしょうか。簡単に言いますと、本務職とそれから嘱託等いるわけです。場合によっては、仕事によっては嘱託に任せているような仕事もあっても、本務者の給料の平均をここに当てていたものですから、実際にそこに当てる人件費よりも膨らんでしまったということがあります。

実態とそれからこの数字との乖離があるというかそのところがあって、少し違和感を持たれる方もいるから、訂正しようというのが今の説明だったということで、御理解いただけたらと思います。

D委員、よろしいですか。

D委員

はい。

B委員

確認しますけれども、今の変更ということは、部内から出た意見で変更したということでよろしいですか。この委員のほうからの指摘でもってですね、私は変わったのかなというふうに思っていたものですから。部内の意見で変更した、自主的に変更したということでよろしいのでしょうか。

教育総務課長

これにつきましては、昨年の点検・評価が終了した時点の総括の中で、委員からのアドバイスによって修正をしたものでございます。

B委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

ほかはどうでしょうか。教育長ですが、外部評価委員である小澤さんが、今回新しく委員として就任することになるのですが、どういう方かの説明が少し少なかったと思うものですから、もう少し説明してやったほうが、皆さん御理解いただけるのではないかと思います。

教育総務課長

それこそ、社会教育に長く携わっていらっしゃる方で、現在も生涯学習推進協議会の副会長をされております。生涯学習に対する大綱については、少なくとも2回以上は携わっておられる方です。

もともとが、保育士をされていらっしゃる方で、すごく物腰が柔らかくて、当たりのいいバランス感覚がいい女性という形で理解してございます。

教育長

何か追加することが、社会教育課長ありますか。

社会教育課長 それに加えて、島田ガンバの指導員を長年務めてくださっています。現在、しまだガンバ指導員会リーダーをしてくださっています。

教育長 よろしいでしょうか。

B委員 ちなみにこの事業評価シート、これは何年くらい続いているものなのでしょうか。

教育総務課長 これについては、平成20年度から始めています。

B委員 このフォームで何年くらい続いてやっているのでしょうか。最初のほうも、ずっとこういうフォームなのでしょうか。

教育総務課長 大まかなところにつきましては、ほぼほぼこういう形でしたが、何年かごとに指摘があったり、アドバイスを頂戴したりとか、そういったことがございまして修正が加わっていますので、厳密にこれがどれくらいかということについては、申し訳ないのですが説明ができないですが、当初の段階からおおむねこういう形で推移してございます。

B委員 はい、ありがとうございます。

教育長 課題が出たたびに、修正を加えていたと御理解いただきたいなと思います。

よろしいでしょうか、それではおおむね特に大きな問題もないということですから、このような形で進めていただけたらありがたいなと思います。

教育総務課長 ありがとうございます。

**協議事項の集約**

教育長 次回の教育委員会の定例会における協議事項の集約についてお願いします。事務局のほうから何かありましたらお願いします。

特にありませんか、いいですか。

教育総務課長 はい。

教育長 各委員から何か提案したいことがありましたらお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、協議事項の集約は以上にしますが、何かありましたら、また事務局のほうにお伝えください。

**報告事項**

教育長 それでは、報告事項に移ります。

報告事項は全ての報告事項が終わってから、御質問等をいただきたいと思えます。

最初に令和2年8月分の寄附受納につきまして、教育総務課お願いします。

教育総務課長 それでは、47ページを御覧ください。8月分の寄附受納について御報

告申し上げます。

まず、第二小学校に島田第二小学校PTAから、携帯型の拡声機を1台寄附いただいております。

また、市内の小中学校及び教育センターに対しまして、公益財団法人はごろも教育研究奨励会から、マスク2,000枚が寄附されてございますので御報告申し上げます。

教育長

ありがとうございます。それでは、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、教育総務課をお願いします。

教育総務課長

48ページ、49ページにつきましては、少し差替えがございますので、別途配布させていただきました、報告事項の用紙のほうを御覧ください。

まず、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。これは、先ほど付議事項のほうでも説明をさせていただいたものを、市長部局のほうからみた規則の改正という形で、捉えていただければと思います。

まず、32ページにありました議案第43号に関連したものでございます。市長の権限であります行政財産の目的外使用料徴収のうち、教育財産の使用料徴収については、教育委員会に補助執行をされている現状でございますが、その一部につきまして、市長部局のほうで補助執行をするための改正というものでございます。

関連がございますので、その次の島田市行政組織規則の一部を改正する規則について、こちらのほうについても別紙で御覧ください。

これにつきましては、29ページからの議案第42号に関連したものでございます。教育委員会が行う事務のうち、特定の事務について市長部局で補助執行することについての改正というふうにご捉えてください。ここでいう特定事務につきましては、議案第42号による改正でございます。

教育長

ありがとうございました。それでは、8月分の生徒指導について学校教育課、説明をお願いします。

主席指導主事

52ページをお願いします。

8月島田市内の学校における問題行動は25件ありました。12校は報告なしという形になっています。

小学校では生徒間暴力ですとか、授業放棄、授業妨害の報告が多かったです。昨年度8月に比べ13件増加ということになっているのですが、昨年度は8月にほとんど授業日がなかったということもあり、このような結果になっていると考えます。

次に不登校についてです。例年わかあゆの会（進路学習会）を行っているのですが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため

めに開催しませんでした。11校からパンフレット100部ずつ取り寄せ、各中学校に配布するという形で代替を行いました。不登校の生徒へ丁寧な指導を行っていきたいと考えています。

いじめについては、いじめにつながる事実が14件、いじめの認知が13件ありました。

それから交通事故については、下校時に自転車との接触事故が1件ありました。

教育長

分かりました。それでは、島田市学校給食臨時休業対策給付金交付要綱の創設について、学校給食課、説明をお願いします。

学校給食課長

53ページを御覧ください。島田市学校給食臨時休業対策給付金交付要綱を創設しましたので報告いたします。53ページには要綱の概要、54ページから58ページまでが実際の要綱と内容となります。

まず、53ページですが、趣旨のところですが、記載のとおりですけれども、学校給食の円滑かつ安定的な実施を図るため、令和2年3月の新型コロナウイルス感染症拡大防止措置としてとられた、全国一斉の臨時休業に伴う学校給食の中止に係る食材の納入事業者に給付金を交付し、財政的支援を行うものです。

交付対象は、3月2日から17日までの間における学校給食に供するための食材の発注を市から受けた納入業者、今回は27者となります。

給付金の額につきましては、(1)主食、これは米飯・パン・麺となります、及び飲用牛乳の納入業者につきましては受注相当額の100分の45を乗じて得た額以内の額といたします。ただし、転売できた場合はその売上金額を控除した額に100分の45を乗じます。

その他の納入業者、これにつきましては卸小売り価格になりますが、具体的には八百屋、肉、食材卸業者、生産農家等になります。こちらにつきましては受注相当額、同じく転売ができた金額を控除いたしますが、100分の20を乗じて得た額以内の額といたします。

予算といたしましては、総額で582万9,000円、これについては9月補正に計上しております。

財源は国の補助金として、学校臨時休業対策費補助金が4分の3、島田市の場合には、この4分の3は437万1,000円となります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、残りの市の負担分4分の1、これは145万8,000円となりますが、後からになります。コロナウイルス関連臨時交付金の三次申請により交付されると予定されます。この結果市の負担は、ゼロということになります。

施行日は9月30日の議会議決以降ということで10月1日を施行日といたします。

教育長

ありがとうございました。それでは続いて、明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会の開催中止について、社会教育課をお願いします。

社会教育課長	<p>明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会を11月に開催しておりますが、この大会は例年500人前後の方に参加をいただいているものですから、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止をさせていただくこととなりました。</p>
教育長	<p>一方、青少年育成支援センター運営協議会の表彰につきまして、例年この大会の中で実施をしておりますけれども、これにつきましては、人数を限定した上で開催することが可能であることから、11月21日土曜日に開催を予定しているものです。</p>
社会教育課長	<p>それでは、令和2年度家庭教育学級について、続いて社会教育課お願いします。</p>
社会教育課長	<p>60ページからを御覧ください。家庭教育学級につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、年度当初の開設運営は休止をしておりました。</p>
教育長	<p>学校が再開いたしましたことから、各学級長さんと学校長を中心に本年度の計画について、各学校の状況に合わせて無理のない範囲で計画をしてくださいというお願いをいたしまして、多くの学校では9月に開講式を行っております。</p>
教育長	<p>61ページと62ページのほうに、各学校の予定が記載されておりますので御覧ください。多くの学校では、例年よりも少ない回数で実施を予定しております。ただ、第二小学校につきましては学級の役員さんと学校長が相談の上、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施をしないという決定をされましたので、予定なしとなっております。</p>
B委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、各課からの説明、報告事項は終わりました。委員の皆様方から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
学校給食課長	<p>学校給食課にお尋ねします。対象の納入業者さんは27というところになりましたけれども、先ほど給付金の額の(2)のところ、転売できた場合という記載がありますが、これは確認するのでしょうか。要するに自己申告だけで、もうやってもらうというそういうところなので、すね、ちょっと確認だけ。</p>
B委員	<p>56ページを御覧いただきますと、業者に出していただく交付申請書兼実績報告書というのがあります。その中の4番目の転売した場合の転売額というのをまずここで書いていただいて、それについては何らかの証明できるようなものをいただいて、確認をしていこうと思います。その結果、それを減じた後の給付対象経費を出していきたいと思えます。</p>
学校給食課長	<p>すいませんでした、要するに自己申告です。</p>
B委員	<p>そうです。</p>
B委員	<p>ありがとうございます。</p>

教育長	いいですか。
B委員	はい、結構です。
教育長	ほかはどうでしょうか。
B委員	学校教育課にお尋ねします。毎月この月例報告には、グラフがついているのですけれども、ないのは夏休みの8月のせいということでしょうか。
主席指導主事	そのように考えていただいていいと思います。
教育長	じゃあ、来月からまた数字とグラフが出てくるということですね。
主席指導主事	はい。
B委員	ありがとうございます。
教育長	はい、分かりました。ほかはどうでしょうか。
B委員	交通事故のことで小学校1件、下校時に自転車と接触事故と書いてありましたけれども。このごろ下校時が日没時間に近くなっていますね、急に暗くなってきているものですから、光るものを携帯するように。
	この間、二中の前で、あそこで暗くなっているときに、二中の生徒が団体でこっちに歩いて来るのですけれども、僕は体育館のほうに行くときに、こっちのほうに来てびっくりしたことがあったものですから、こう斜めにかけるあの何でしたか。
教育長	反射板というか、蛍光のものですね。
B委員	はい、ああいうものがあればすごくいいなと思いました。そういう、何かのとき、そういう連絡もお願いできればありがたいなと思います。
教育長	よろしいですか。
主席指導主事	はい。
教育長	確か二中は反射板が冬服の制服には付いていましたよね。後ろのほうのどこかに付いていたと思います、そのような記憶があるのですが。また冬服になれば、少し違うこともあるし、一番いいのは自発光式の何か光るものがあるといいなと思いますが、また何かの機会に付けられるところは付けてもらうように働きかけていただきたいなと思います。
	ほかは、どうでしょうか。
B委員	社会教育課に教えてください。家庭教育学級についての説明があったのですけれども、そもそもの目的というのですかね、それをちょっと教えてほしいのですけれども。
	というのは、今年はコロナ関係があって、開講が9月からということで、回数が少なくなっているわけですね。私も五和小学校の開講式に1回、去年出させてもらった経験があるのですけれども、結構お母さんたちの間で、SNSでこういう情報のやりとりをしているお母さんたちが多くみたいなので。そもそもその目的といいますか、その辺のことを



社会教育課長	<p>ちょっと教えてください。</p> <p>家庭教育学級の名のとおり、そもそもの主たる目的としては、家庭における家庭教育の学びの場ということで、主に小学校1年生の親を対象にしている学校が多いと思います。</p>
B委員 社会教育課長	<p>そうですね。</p> <p>付随するものとしましては、1年生になったばかりで、周りの親御さんのつながりがないというところで、ここでつながってもらって、お互いに学びあったり、お互いに成長してもらおう場になっていると考えております。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。以前は学校によっては、1年生だけではなくて、1年、2年とか。小さい学校だと6年生までの会員になるということもあったと思うのですが。一つは、家に帰ってからも保護者同士がつながるといことがねらいだし、いろんなことで学んでいこうというところかなということをするのですけれど。</p>
B委員	<p>これは要望なのですが、今のいじめとかSNSとかゲームとか子供たちが日常的に接している、そういうようなことなんかも入れていっていただきたいなという思ったものですからね。できる範囲内で結構ですので、よろしくお願いします。</p>
社会教育課長	<p>それぞれの学びの内容につきましては、学級の役員さんと学校長と相談して決めていただいていると思います。提案としては、そういったものを提案できると思いますので、来年以降は考えていきたいと思えます。</p>
A委員	<p>私は家庭教育学級のつながるトークなどに参加しているのですが、補足といいますか、なるべくつながるトークというのを各学級で入れてもらって、例えばその親子で話をしようとか、ゲームの使い方とか、そういうのがテーマで各お母さんたちと情報交換をしてもらおうというのを入れています。</p>
教育長	<p>つながるトークの中に、内容が含まれているということですね。</p> <p>あと、私のほうから、道徳とかいろんな学校での指導の中にも入っているものですから、そこら辺は校長が核となってコントロールしながら、バランスをとってやっているのじゃないかなと思います。</p> <p>母親への、要する親子での携帯の使い方講座みたいなのをやっている学校もあるものですから、そこら辺の兼ね合いも持ちながら、この内容が詰まっているのじゃないかなということは思います。</p> <p>ほかに何かありましたら、D委員何かありますか。C委員、いいですか。</p>
C委員 教育長 主席指導主事	<p>大丈夫です。</p> <p>では、学校教育課。</p> <p>前半の事務事業報告のときに、D委員から御質問がありました修学</p>

旅行のバスについて、調査の結果を今いただきましたので報告させていただきます。

北部4校なのですけれども、子供の参加者が43人、大人が9人の計52人が修学旅行に行く予定でいます。そのときに大型バスを2台使用するということなので、1台あたり26人ということで。大型バスで26人なので、かなり密を避けられた状態で計画されているのではないかと思います。

教育長 ありがとうございます。じゃあ、よろしいでしょうか。

それでは、何かまだ報告忘れとか、何かお話ししたいというようなことがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育総務課長 教育長、1件よろしいですか。

別紙でお配りをしてございます、島田第四小学校の校舎等建設工事の進捗状況について御報告申し上げます。

今月末でおおむね57%の進捗ということでございますので御報告申し上げます。今回については、裏面に9月8日現在ですが、内部の様子についても写真として提示をしてございますので御覧ください。

教育長 ありがとうございます。この前に学校訪問をしたときにも、かなり進んでいる様子は見させていただきました。

はい、社会教育課。

社会教育課長 前回の委員会のときに宿題をいただいておりますものがありましたので、御報告させていただきます。

島田市文化芸術推進協議会委員の委嘱について、報告事項の中の御質問で、この委員は何期目ですかという御質問があったと思うのですが、平成30年にこの協議会が立ち上がったものですから、今回の改正が2期目ということになります。

教育長 2年ということですね。

社会教育課長 はい。

B委員 ありがとうございます。

社会教育課長 それと先ほど家庭教育学級の人数の訂正をさせていただきます。15ページの9月14日の第三小学校の家庭教育学級の開講式だけれども、23人が正しい数字です。

教育長 ありがとうございます。

それでは、次回、次々回の会議日程について、教育総務課長提案をお願いします。

教育総務課長 それでは、日程のページを御覧ください。10のその他のところ、会議日程でございます。

次回、第9回につきましては、10月23日金曜日、午後2時から午後4時までで、会場は川根文化センターチャリム21の2階の視聴覚室を予定しております。

教育長  
B委員  
教育総務課長  
教育長

次々回についてですが、第10回定例会は、11月26日木曜日、午後2時から午後4時までの時間帯で、ここプラザおおりの3階にあります第3多目的室を予定しておりますが、御予定のほうはいかがでしょうか。

皆さん、御都合はどうでしょうか。

26日木曜日ですね。

はい。

それでは以上をもちまして、令和2年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 午後4時02分

(会議録署名人)

教育長

委 員

委 員